\bigcirc	\circ	\circ	社
)沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令)) 組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)(抄)(第二条関係)) 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)(抄)(第一条関係)	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及、
等に関	12) (第	()	受令の 敷
に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)(抄)(第三条関係)	(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	(抄) (第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1)整備等及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第三百四十九号
:	: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	:	劳) 新旧対照条文 目次

(傍	
線の記	
部分は	
は改	
正部	
分	

														(略)		改正
																案
六 児童福祉法第十八条の六第一号に1第三号に規定する都道府県知事の指	五 精神保健福祉士法(平成九年法律:経営する事業	第四十条第二項第二号に規定する都	第二号若しくは第三号又は第三十九	四、社会福祉士及び介護福祉士法(昭	る事業	三 介護保険法第八条第二十八項に規	予防支援事業	項に規定する介護予防サービス事業	、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、	居宅サービス事業、同条第十四項に	二 介護保険法(平成九年法律第百二	一 法第二条第四項第四号に掲げる事業	あつて社会福祉事業以外のものとする。	第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、	(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)	現
法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を経定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業	(平成九年法律第百三十一号)第七条第二号又は	二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を	くは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは	士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七条		法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営す		る介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護	元護支援事業、同法第八条の二第一	同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業	法(平成九年法律第百二十三号)第八条第一項に規定する	光業	∂°	で定める事業は、次に掲げる事業で)できる公益事業)	行

(新設)	でする計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認(法第四十五 法外とする。
て厚生労働省令で定めるもの	
が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者とし	
五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人	
の財産によつて生計を維持する者	
四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他	
様の事情にある者	
三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同	
二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族	二~五 (略)
一当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員	一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
、次に掲げる者とする。	に掲げる者とする。
第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は	第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次
(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)	(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)
O	
七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるも	
営する事業	

額が三十億円を超えること。 経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した 十六条第 計算書) る場合にあつては、 二項の承認を受けた収支計算書 のをいう。 三項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いも 条の三十一前段に規定する場合にあつては、 に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二 一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による 以下この条において同じ。 同条の規定により定時評議員会に報告された収支 (法第四十五条の三十一前段に規定す)に係る法第四十五条の三十第 法第四十五条の二十八第

(社会福祉法人に関する読替え)

第十三条の四 四十五号)第四十五条の九第十項において準用する第百八十一条第一項 三十八条第 び一般財団法人に関する法律 適用する場合を含む。 第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、 一項第一 法第四十三条第三項 号)において社会福祉法人について一般社団法人及 とあるのは (平成十八年法律第四十八号) (法第四十六条の二十一の規定により 「社会福祉法 (昭和) 同条第三項中 一十六年法律第 第七十四条 第

法第四十五条の五第一項」と読み替えるものとする。第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあるのは「社会福祉

(評議員に関する読替え)

(新設)

第百八十二条第一項」と読み替えるものとする。

「おいては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法(おいては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法(おいては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法(おいては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法(おり適用する場合を含む。)において評議員について一般社団法人及び

(電磁的方法による通知の承諾等)

第十三条の六 かじめ、 容を示し 通知発出者」という。 四条において同じ。 り電磁的方法 社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第二項の規定によ より適用する場合を含む。 当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 法第四十五条の九第十項 (同項に規定する電磁的方法をいう。 により通知を発しようとする者 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 及び次条において読み替えて準用する一般 (法第四十六条の二十一の規定に 以下この条及び第十 (次項において「 あら

2

前項の規定による承諾を得た通知発出者は、

同項の相手方から書面又

ときは、

当該相手方に対し、

当該通知を電磁的方法によつて発してはな

は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつた

(評議員会の招集に関する読替え)

(新設)

第十三条の七 律第四十五号)第四十五条の九第五項」と、 二条第一項及び第二項の規定を準用する場合においては、 法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第二項並びに第百八十 より適用する場合を含む。 「第百八十条第二項」とあるのは 条第二項中 法第四十五条の九第十項 「前条第一 一項」とあるのは)において評議員会の招集について一 「社会福祉法第四十五条の九第五項」 (法第四十六条の二十一の規定に 「社会福祉法 同法第百八十二条第一項中 (昭和二十六年法 同法第百八十 般社団

第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。)」と読みと、同条第二項中「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(社会福祉法「第百八十条第二項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の九第五項」

替えるものとする。

| (評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関す

十六年法律第四十五号)第四十二条第一項若しくは第四十五条の六第一くは無効の確認又は取消しの訴えについて一般社団法人及び一般財団法、同項中「第七十五条第一項(第百七十七条及び第二百十条第四項においては、 同項中「第七十五条第一項(第百七十七条及び第二百十条第四項において準制する場合を含む。)又は」とあるのは、「社会福祉法(昭和二いて準用する場合を含む。)又は」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若し

(新設)

- 5 -

(新 設)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第一項の規定を準第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査人について
	(会計監査人に関する読替え)
	条の十七第一項」と読み替えるものとする。
	「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「社会福祉法第四十五
	同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四条第一項中
	号)第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「
	第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五
	の規定を準用する場合においては、同法第百一条第二項中「第九十三条
	法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第二項及び第百四条第一項
(新設)	第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事について一般社団
	(監事に関する読替え)
	」と読み替えるものとする。
	「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の十六第三項
	を準用する場合においては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、
	て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定
(新設)	第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告につい
	(理事会への報告に関する読替え)
	しくは」と読み替えるものとする。
	項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若

み替えるものとする。 福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第四十五条の十九第一項」と読用する場合においては、同項中「第百七条第一項」とあるのは、「社会

え)(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替

社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団第十三条の十二 法第四十五条の二十第四項において役員等又は評議員の (新設)

を準用する場合においては、同号中「第百十一条第一項」とあるのは「法人に関する法律第百十五条第四項第三号及び第百十六条第一項の規定

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の二十第一項」

と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十

(清算人に関する読替え)

第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人について一般社

団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八

七十七条第四項」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五十八条第二項の規定を準用する場合においては、同法第八十一条中「第

号)第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項」と、

同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算

(社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人

法人

項中 替えるものとする。 をいう。 「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み 第八十八条第二項において同じ。 ر د 同法第八十八条第二

(清算人の清算法人に対する損害賠償責任に関する読替え)

第十三条の十四 法律第四十五号) 関する法律第百十六条第一項の規定を準用する場合においては、 条の四に規定する清算法人(第十三条の十七において「清算法人」とい 「第八十四条第一項第二号」とあるのは、 項第二号」と読み替えるものとする。)に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六 第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第 「社会福祉法 (昭和二十六年 同項中

(新設

(清算人会設置法人に関する読替え)

第十三条の十五 会設置 は 設置法人をいう。 和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会 般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、 二条の規定を準用する場合においては、 という。)について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十 七項に規定する清算人会設置法人(次条において「清算人会設置法人」 「同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条」と、 般社団法人」とあるのは 法第四十六条の十七第十項において法第四十六条の六第 次項において同じ。 「清算人会設置法人) 」 と、 同条の見出し中 「第八十四条」とあるの 同条第一項中「理事 (社会福祉法 「理事会設置 同条 昭

る。 第四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替えるものとすと、「第八十四条第一項各号」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十第二項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」

(清算人会の運営に関する読替え)

第十三条の十六 法第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人に (新設) おける清算人会の決議について一般社団法人及び一般財団法人に関する 一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に起いては、同条中「理事会設置 十六年法律第四十五号)第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人に (新設)

2 法第四十六条の十八第六項において清算人会設置法人における清算人会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替える 現」とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替える (本) とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替える (本) といって (本)

(清算人又は清算人会に関する読替え)

とあるのは「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十同項中「第百二条」とあるのは「第百条中「理事会設置一般社団法人」について法第四十五条の十八第三項の規定を適用する場合においては、第十三条の十七 法第四十六条の二十一の規定により清算人又は清算人会

六条中 ほか、 のは 五号) 事設置清算法人に」 団法人の」とあるのは 社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、 み替えるものとする」とする。 において同じ。 と 第六項に規定する監事設置清算法人をいう。 同法第百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは 必要な技術的読替えは、 「同項ただし書の規定により定められた清算人」と、 第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)」 監事設置一 第百五条中」とあるのは *(*) ٢ 般社団法人」とあるのは と 「監事設置清算法人 同法第百五条中」 「監事設置一般社団法人に」とあるのは 政令で定める」とあるのは「、 「第百三条第 と (社会福祉法第四十六条の十 「監事設置清算法人」と読 以下この項及び第百六条 一項中 「読み替えるものとする 「招集権者」 「監事設置一般社 同法第百二条 同法第百 とある 「監

(社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え)

第十三条の十八 年法律第四十五号) する場合を含む。 用する場合を含む。 第二百八十九条第二号中「第七十五条第二項 について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第 一号及び第二百九十三条第一号の規定を準用する場合においては、 一時理事 第二百十条第四項」とあるのは 監事 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算 第四十六条の七第三項」と 若しくは第百七十五条第1 代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、 第七十九条第二項 「清算人、 (第百九十七条において準用 (第百七十七条において準 一項の規定により選任され 社会福祉法 「若しくは第二百十四 (昭和二十六 清算 同法

べき者、 三第二項」と読み替えるものとする。 若しくは代表清算人」とあるのは 福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号」と、 二号に規定する一時理事、 清算人」と、 項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時代表 選任された一時評議員の職務を行うべき者 四十六条の七第三項において準用する第百七十五条第二項の規定により 定」と、 条第七項において準用する第七十九条第二項の規定」とあるのは 「又は検査役」 項」と、 「第二百三十五条第一 清算人」 「代表清算人」とあるのは 「第二百四十一条第二項」とあるのは ٤ とあるのは 検査役又は第二百六十二条第二項の管理人」とあるの 同法第二百九十三条第 監事、 項」 「清算人」と、 とあるのは 代表理事若しくは評議員の職務を行う 「監事の職務を行うべき者、 監事、 評議員若しくは代表清算人 一号中 同法第四十六条の十一第七 「同法第四十六条の三十二 「同号」とあるのは 「同法第四十七条の 第一 一百八十九条第 同法第 「の規 社会

(社会福祉法人の合併の無効の訴えに関する読替え)

第十三条の十九 第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。 収合併存続社会福祉法人 法第二百六十四条第二項第二号中 七十五条第 について一般社団法人及び 一項第二号及び第三号、 一項第 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴え 号及び第二号の規定を準用する場合においては、 第二百六十九条第二号及び第三号並びに第二百 (社会福祉法 一般財団法人に関する法律第二百六十四条第 「吸収合併存続法人」とあるのは (昭和二十六年法律第四十五号) 第二百六十九 吸 同

新設

設合併設立社会福祉法人」と読み替えるものとする。 社会福祉法人」 十五条第 設立法人」とあるのは 第三号中 条第二号及び第二百七十五条第一 とあるのは いて同じ。 人をいう。 (社会福祉法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法 一項第 「新設合併設立法人」とあるのは) _ と 第一 「吸収合併存続社会福祉法人」 一百六十九条第三号及び第二百七十五条第 ح 一号中 同法第二百六十九条第二号中 同項第一 「新設合併設立社会福祉法人」と、 「吸収合併存続法人」とあるのは 号中 項第一 新設合併設立法人」 号において同じ。 と 「新設合併設立社会福祉法人 同条第三号中 「吸収合併存続法人」 とあるのは 「吸収合併存続 項第二号にお 同法第二百七 と 新設合併 同項

(情報通信の技術を利用する方法)

ない。 電類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなら 正ろにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる<u>電磁的方法</u>の ころにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる<u>電磁的方法</u>の と ない。

2

(略)

(情報通信の技術を利用する方法)

2 第十四条 再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、 があつたときは、 ら書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出 内容を示し、 定する方法 ころにより、 項に規定する事項を提供しようとするときは、 前項の規定による承諾を得た社会福祉事業の経営者は、 社会福祉事業の経営者は、法第七十七条第二項の規定により同 (以下この条において「電磁的方法」という。 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 あらかじめ、当該利用者に対し、 当該利用者に対し、 法第七十七条第二項に規定する事 その用いる同項前段に規 厚生労働省令で定めると)の種類及び 当該利用者が 当該利用者か

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第十五条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化第十五条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化る数とする。)の委員(第四項及び第五項並びに第二十四条を除きる数とする。

ときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。 都道府県社会福祉協議会は、前項に規定する定数を変更しようとする

2

- 祉事業を経営する者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をも4 前項の選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福

つて組織する。

- の他の関係者の意見を聴かなければならない。

 任する。この場合においては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるとこ任する。この場合においては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるとこう。第三項の選考委員会の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選
- 労働省令で定める。 前三項に規定するもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、厚生

6

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
扩
部
分
$\overline{}$

社会福祉法人	(略)	条、第二十一条の三関係)	2 (略) 第三条 (略) 末日現在により、当該末日からず、	改
十六年法律第四十五社会福祉法(昭和二	(略)	第二十一条の三関係)(第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、	ら 三 月 産	正
- (削る)	(略)	0二、第八条、第十七条、第二十	以内にすれば足りる。の総額の変更の登記は、毎事業年度	案
社会福祉法人	(略)	条、第二十一条、	3 2 第 末 四 資 しは、 日 第 週 の 前 な 、 現 一 間 総 項 け 二	現
十六年法律第四十五社会福祉法(昭和二	(略)	二関係)	より、当該末日から二月以内にすれば足りる。 場定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出窓ならない。	
代表権の範囲又は制限に関す	略)	の三関係)の三関係)の三関係、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十	在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。 で発言と の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出ればならない。 の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出ればならない。 以内にすれば足りる。 ででは、毎事業年度末日現在により、当該末日から以内にすれば足りる。 でではあり、当該末日からの規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日からの規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度以内にすれば足りる。	行

(略)	
(略)	号)
(略)	資産の総額
(略)	
(略)	号)
(略)	資産の総額

																第七十条 (略)	(沖縄法令による処分等の効力の承継等)	改正案
十四 理容師法	十三 食品衛生法	十二 調理師法 (昭和三十三年法律第百四十七号)	十及び十一 削除	九 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)	八削除	七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	六削除	五 予防接種法	四 栄養士法	一から三まで削除	録、処方せんその他の書類についても、同様とする。	法令の規定による免許証、許可証、	は手続とみなす。当該法律又はこれ	それぞれ当該法律又はこれに基づく政令の相当規定によりされた処分又	く政令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、	第七十条 前条までに定めるもののほ	(沖縄法令による処分等の効力の承継等)	現
		伴第百四十七号)		一百一号)		に関する法律					ても、同様とする。	名簿、手帳、診療録、譲渡証、	当該法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄	政令の相当規定によりされた	の規定によりされた処分又は手	前条までに定めるもののほか、次に掲げる法律又はこれに基づ	承継等)	行

十五 墓地、 埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

十六 興行場法 (昭和二十三年法律第百三十七号)

十七 旅館業法

十八 公衆浴場法 (昭和二十三年法律第百三十九号)

十九 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)

<u>二</u> 十 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号)

<u>-</u> + -狂犬病予防法 (昭和二十五年法律第二百四十七号)

二 十 二 と畜場法

二 十 三 美容師法

二十四 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号)

二十五 保健師助産師看護師法

二十六 歯科衛生士法

二十七 医療法

二十八 診療放射線技師法 (昭和二十六年法律第二百二十六号)

二十八の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八

年法律第八十三号)第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師

第十四号の二において「旧診療放射線技師及び診療エツクス線技師法

(昭和二十六年法律第二百二十六号。

次項

及び診療エツクス線技師法

」という。)(診療エツクス線技師に係る部分に限る。

二十九 臨床検査技師等に関する法律

三十 毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)

三十一 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号)

三十二

民生委員法

(昭和二十三年法律第百九十八号)

三十三 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)

三十四 生活保護法

三十五 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)

三十六 老人福祉法

三十七 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)

三十八 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)

三十九 児童扶養手当法

四十

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(昭和三十九年法律第百

三十四号)

四十一 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)

社会保険審査官及び社会保険審査会法

(昭和二十八年法律第二

百六号)

四十三 旧厚生年金保険法

四十四四 旧国民年金法

四十五 昭和六十年法律第三十四号附則第二条第一項の規定による廃止

前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)

2 けたものとみなされた場合において、沖縄法令において免許の取消し、 この政令の規定により次の各号の法律による免許、 許可等の処分を受

する事実が当該各号に掲げる規定においてもこれらの不利益な処分の理 営業の停止その他の不利益な処分の理由とされている事実でこれに相当

に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが沖縄法令において不利 由とされているものが、法の施行前にあつたとき(法第二十五条第一項

益な処分の理由とされている事実に該当する場合において、

法の施行後

定の適用を受けたときを含む。)は、それぞれ当該規定において不利益に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規

な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、当該規定を適

用する。

栄養士法第五条

二削除

三 調理師法第六条

四 食品衛生法第五十四条から第五十六条まで(同法第六十二条におい

五 理容師法第十条第二項及び第三項

てこれらの規定を準用する場合を含む。

六 旅館業法第八条

七 クリーニング業法第十二条

美容師法第十条第二項及び第三項

八

九 医師法第七条第二項

歯科医師法第七条第二項

+

十一 保健師助産師看護師法第十四条第一項及び第二項

十二 歯科衛生士法第八条第一項

十三 医療法第二十八条、第二十九条第一項及び第六十六条

十四 診療放射線技師法第九条第一項

項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用され十四の二(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六)

「読み替えて適用される旧法」という。)第九条第二項(診療エツク

る旧診療放射線技師及び診療エツクス線技師法

(次項第十号において

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号をする沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。)は、当該規定におおいて、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとおいる事実に掲げる規定において欠格事由とされている事実に相当する

<u>〜二十二</u> (略)

の法律を適用する。

ス線技師に係る部分に限る。)

十五 臨床検査技師等に関する法律第八条第一項

十六 毒物及び劇物取締法第十九条第四項

七の麻薬及び向精神薬取締法第五十一条第一項

薬事法第七十四条及び第七十五条第一項

十九 薬剤師法第八条第二項

十八

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に相当する。 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実が法の施行前に沖縄においてあつたとき(法第二十五条第一項に規される沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実に該当する場合にいて当該欠格事由とされている事実がおのための法律を適用する。

栄養士法第三条

一 理容師法第七条(第二号又は第三号に該当する場合に限る。

三 旅館業法第三条第二項

四 美容師法第三条第二項(第二号又は第三号に該当する場合に限る。

六 医師法第四条

五.

あん摩マツサージ指圧師、

はり師、

きゆう師等に関する法律第三条

七 歯科医師法第四条

保健師助産師看護師法第九条

八

九 歯科衛生士法第四条

	の六第六項において準用する
二十三 社会福祉法第三十六条第四項	二十三(社会福祉法第四十条第一項(同法第四十四条第一項及び第四十
二十二 薬剤師法第五条	
場合を含む。)、第二十八条第三項及び第三十条第二項	
場合を含む。)、第十三条第二項(同法第二十三条において準用する	
二十一 薬事法第六条第一項(同法第二十六条第二項において準用する	
二十 削除	
十九(あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十四条	
十八 麻薬及び向精神薬取締法第三条第三項	
十七 毒物及び劇物取締法第五条及び第六条の二第三項	
十六 大麻取締法第五条第二項	
十五 視能訓練士法第四条	
十四 柔道整復師法第四条	
十三 理学療法士及び作業療法士法第四条	
十二 臨床検査技師等に関する法律第四条	
十一 歯科技工士法第四条	
において適用する場合を含む。)	
十 診療放射線技師法第四条(読み替えて適用される旧法第九条第四項	